# 告示

**○金融庁告示第五十九号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二の規定に基づき、平成二十三年十月金融庁告示第百五号（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年七月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中第二項を第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3　この告示において「指定外国清算機関」とは、対象外国清算機関のうち、エルシーエイチクリアネットリミテッドをいう。

4　この告示において「外国清算機関清算参加者」とは、外国清算機関の定めるところにより、当該外国清算機関の行う金融商品債務引受業と同種類の業務の直接の相手方となる資格を与えられた者をいう。

第一条第一項中「外国の法令に準拠して設立された法人で」を「外国清算機関のうち、」に改め、「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「法」という。）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この告示において「外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。

第二条を次のように改める。

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引）

**第二条**　金融商品取引法施行令（次条において「令」という。）第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、取引の規模等に鑑み、当該取引に基づく債務の不履行が生じた場合であっても、当該取引の当事者である金融商品債務引受業対象業者（法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者をいう。以下この条において同じ。）の財務内容の健全性の確保に支障が生じないと認められるものとして第一号に掲げるもの並びに対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている取引のうち、内外の市場の状況に照らして、金融商品債務引受業の対象取引（法第二条第二十八項に規定する対象取引をいう。）から除かれる取引として指定することが、決済の安定性の確保の観点から適当であると認められるものとして第二号及び第三号に掲げるものとする。

一　外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（外国又は外国法人の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（外国又は外国法人に係るものに限る。）を同号に規定する事由とするものであって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となる場合に限る。）

イ　当該外国清算機関の外国清算機関清算参加者（金融商品債務引受業対象業者である者を除く。以下この条において同じ。）を自己の代理人として、自己の債務を当該外国清算機関に負担させる方法

ロ　当該外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該外国清算機関に負担させる方法

二　対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている対象有価証券の売買

三　指定外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（円建てのものを除く。以下この号において同じ。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率（以下この号において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものを除く。以下この号において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが同一の通貨建てのものに限る。）であって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となる場合に限る。）

イ　当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者を自己の代理人として、自己の債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

ロ　当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

**○金融庁告示第六十号**

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成二十四年十一月一日から適用する。

平成二十四年七月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

**第一条**　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、ｉＴｒａｘｘ　Ｊａｐａｎのうち五十以下の内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（五十以下の内国法人に係るものに限る。）を同項に規定する事由とする取引であって、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。次条において同じ。）の対象としているもの（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の施行の日の直前の更新日（内国法人の組合せを組成する日をいう。以下この条において同じ。）の前々回の更新日以降に内国法人の組合せが組成された取引に限る。）とする。

**第二条**　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第二項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭の少なくともいずれか一方が変動金利に基づくもののうち、変動金利が次のいずれかに該当する取引であって、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業の対象としているものとする。

一　三か月物の円ＬＩＢＯＲ

二　六か月物の円ＬＩＢＯＲ

# 官庁報告

## 国家試験

**平成24年度ＩＴパスポート試験及び平成24年度春期情報処理技術者試験合格者**

平成24年度ＩＴパスポート試験（５月実施分）及び平成24年度春期情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験の合格者を平成24年６月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成24年7月11日

経済産業大臣　枝野　幸男